



兵庫労働局発表
令和元年7月5日

[照会先]

兵庫労働局労働基準部安全課
課長 妹尾 裕治
広報担当官 曾田 和徳
(主任安全専門官)
TEL (078) 367-9152
FAX (078) 367-9166

登録教習機関の業務停止処分について

兵庫労働局（局長 はたなかひろよし 畑中啓良）は、下記の登録教習機関について労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）第77条第3項で準用する同法第53条第1項第2号に基づき、フォークリフト運転技能講習に係る業務停止命令の処分を行った。

記

1 行政処分を行った登録教習機関について

- (1) 名称 株式会社網干総合教育センター（代表取締役 廣橋 一仁）
- (2) 住所 兵庫県姫路市網干区高田 84-5
- (3) 技能講習の種類（登録番号） フォークリフト運転技能講習
（兵労基安登録第 278 号）

2 行政処分について

- (1) 処分日 令和元年7月5日
- (2) 処分内容 2月間の業務停止
- (3) 処分期間 令和元年7月8日から同年9月7日まで
- (4) 処分の原因となる事実

登録教習機関である株式会社網干総合教育センターが平成29年11月18日から平成31年1月15日に実施したフォークリフト運転技能講習の学科講習（科目：関係法令）のうち、一部についてフォークリフト運転技能講習規程第2条に定める

時間（1時間）に満たない時間にて講習が実施されていたことが認められたもの（449名に対して最大20分の短縮）。

加えて、平成30年11月9日から同年12月7日に実施したフォークリフト運転技能講習の実技講習（科目：荷役の操作）のうち、一部について同規程第2条に定める時間（4時間）に満たない時間にて講習が実施されていたことが認められたもの（49名に対して最大25分の短縮）。

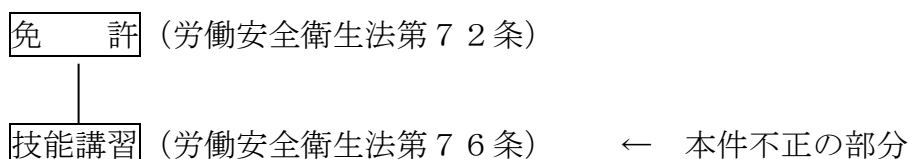
※なお、当該技能講習が短縮されていた実人員は、468名（学科と実技の両方も短縮された者があるため）。

【 参考事項（制度の説明） 】

（１）労働安全衛生法の資格制度（免許、技能講習など）

危険な業務から生じる労働災害を防止するため、労働安全衛生法では、一定の危険有害業務に従事する者又は危険有害業務の責任者について、その内容に応じて、免許を取得した者に従事させる（指揮させる）、又は、技能講習を修了した者に従事させる（指揮させる）ことを義務付けている。

これら免許や技能講習修了証を有さずに作業すれば、「無資格作業」となり、その作業を指示した事業者は法律違反の責任を問われる。



（２）登録教習機関

技能講習を実施する団体、個人（教習機関）は、都道府県労働局長に対し、実施しようとする技能講習ごとに申請し、登録することになっている（労働安全衛生法第77条）。この教習機関のことを「登録教習機関」という。

また、登録教習機関において技能講習の講師になるためには、講習科目ごとに、決められた学歴・資格・実務経験等の要件が必要となっている（講師要件）。

（３）技能講習

① 技能講習については、告示による技能講習規程が定められており、受講資格、講師要件、講習科目、講習時間等が決められている（労働安全衛生法第76条）。

なお、講習科目には学科と実技があるが、その内容や実技の有無は技能講習の種類により異なる。

② 講師要件を満たした講師により、必要な講習科目、講習時間数を修了し、修了試験に合格したら、受講生には「技能講習修了証」が交付される。

③ 登録教習機関が不適切に技能講習を行い、修了証を交付した場合、

- 例えば
- ・ 講師要件を満たさない不適格な講師による講習
 - ・ 講習において法定の科目を実施していない
 - ・ 講習時間が法定の時間数を満たしていない
 - ・ 修了試験に合格していないのに合格したものと扱う など

都道府県労働局長は登録教習機関に対し、登録取消し等の行政処分を科す。

④ 不適切に交付された技能講習修了証は無効となり、回収することになる。

ただし、受講生の不利益を回避するため、補講を行い、補講を終えれば、当初に交付された技能講習修了証は有効とされる。

(4) 参照条文

労働安全衛生法

(登録製造時等検査機関の登録)

第46条

第1項 (略)

第2項 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 第53条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

第3項、第4項 (略)

(登録の取消し等)

第53条

第1項 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第46条第2項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

二 第47条から第49条まで、第50条第1項若しくは第4項又は第103条第2項の規程に違反したとき。

三～六 (略)

第2項、第3項 (略)

(登録教習機関)

第77条

第1項 第14条、第61条第1項又は第75条第3項の規定による登録（以下この条において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

第2項 (略)

第3項 第46条第2項及び第4項の規定は第1項の登録について、…（中略）…第53条第1項（第4号を除く。以下この項において同じ。）…（中略）…の規定は第1項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者（以下「登録教習機関」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(上欄)	(中欄)	(下欄)
第53条第1項	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	製造時等検査	第14条若しくは第61条第1項の技能講習若しくは第75条第3項の教習
第53条第1項第2号	第47条から第49条まで、第50条第1項若しくは第4項	第47条の2から第49条まで、第50条第1項若しくは第4項、第77条第6項若しくは第7項

第4項～第6項 (略)

第7項

登録教習機関は、公正に、かつ、第75条第5項又は前条第3項の規定に従って技能講習又は教習を行わなければならない。

フォークリフト運転技能講習規程

(講習科目の範囲及び時間)

第2条

第1項 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

(上欄)	(中欄)	(下欄)
講習科目	範囲	講習時間
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフトの原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置及び制動装置並びに方向指示器、警報装置その他のフォークリフトの走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4時間

荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフトの荷役装置、油圧装置(安全弁を含む。)、ヘッドガード及びバツクレスト並びにラム、バケットその他のフォークリフトの荷役に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
運転に必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重量 重心及び物の安定 速度及び加速度 荷重 応力 材料の強さ	2時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

第2項 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行なうものとする。

(上欄)	(中欄)	(下欄)
講習科目	範囲	講習時間
走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	20時間
荷役の操作	基本操作 フォークの抜き差し 荷の配列及び積み重ね	4時間

第3項 (略)